

2015年9月15日

ご契約者様 各位

株式会社プライメックスキャピタル

電磁的方法による取引条件の表示および書面の交付に関するお知らせ

割賦販売法ならびに同法施行令等において、取引条件の表示または書面の交付を電磁的方法により提供しようとするときは、電磁的記録の種類および内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないと規定されております。

しかし、2013年4月1日~2015年7月20日の期間内で使用しておりました弊社のカード入会申込書（会員規約）には、当該取引条件の表示に関する記載がなく、書面の交付に関しても電磁的記録の種類および内容の記載が不十分であるにもかかわらず、カード入会申込書で「明細書の送付先を電子メール」を希望されたご契約者様に対し、一部の記載事項についてカード交付時およびカード利用時に電磁的方法による提供を行っておりました。

上記につきまして、謹んでお詫び申し上げますとともに、弊社のご契約者様に対する電磁的方法による取引条件の表示および書面の交付に関する電磁的記録の種類および内容を、下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきます様よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電磁的方法による取引条件の表示について

【電磁的方法の種類および内容】

カード交付時にアクセスして頂く弊社 Web サイト上で表示しております。

2. 電磁的方法による書面の交付について

【電磁的方法の種類および内容】

取引条件は PDF ファイルで送信しております。

カード利用時に承認ボタンを押下し承諾いただくことによりカードが利用できます。

3. 電磁的方法による交付を希望されないご契約者様について

電磁的方法による交付をご希望されないご契約者様におかれましては、書面にて交付いたしますので、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

株式会社プライメックスキャピタル

クレジット事業部  0120-309-845

以上